

広島県教育委員会会議録

令和 8 年 3 月 1 6 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和 8 年 3 月 16 日（金） 13：00 開会
15：05 閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田	智 志
委 員	細 川	喜 一 郎
	中 村	一 朗
	志 々 田	ま な み
	小 田 原	希 美
	河 田	一 実

2 出席職員

教 育 次 長	江 原	透
管 理 部 長	糸 崎	誠 二
学びの变革推進部長	阿 部	由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重 森	栄 理
総 務 課 長	永 井	匠
秘 書 広 報 室 長	竹 森	潤 一
教 職 員 課 長	藤 井	典 之
職 員 給 与 室 長	溝 口	直 子
施 設 課 長	渡 辺	誠 一
学 校 経 営 課 長	浜 岡	哲 也
教 育 改 革 課 長	今 川	浩 之
義 務 教 育 指 導 課 長	松 尾	真 理
高 校 教 育 指 導 課 長	小 野	裕 之
豊かな心と身体育成課長	沖 本	勝 豊
特 別 支 援 教 育 課 長	林	香

審議案件一覧

- | | |
|-------------|--|
| 第 1 号 議 案 | 教職員人事について |
| 第 2 号 議 案 | 広島県教育委員会規則の一部改正について |
| 第 3 号 議 案 | 教職員人事について |
| 第 4 号 議 案 | 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について |
| 報 第 1 号 | 令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について |
| 報 告 ・ 協 議 1 | 「広島県いじめ防止基本方針」の改定について |

公 開 審 議 案 件

			頁
日程第 1	会議録署名者について		1
日程第 2	第 4 号 議 案	広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について	1
日程第 3	報 第 1 号	令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	2
日程第 4	報告・協議 1	「広島県いじめ防止基本方針」の改定について	3

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員と河田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いします。ありがとうございます。
本日の会議議題はお手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案、第2号議案及び第3号議案は人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。
それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の教職員人事について、第2号議案の広島県教育委員会規則の一部改正について、第3号議案の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

篠田教育長： それでは、第4号議案、広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について、溝口職員給与室長、説明をお願いします。

溝口職員給与室長： 第4号議案「広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について」を御説明いたします。
市町立学校に在職する県費負担教職員の扶養手当・通勤手当・住居手当及び単身赴任手当に関する事実の確認、手当額の決定などの認定事務に関する権限を当該規則に基づいて、平成19年4月1日から市町に移譲しております。
職員の給与の支給に関する規則中、当該規則に引用している扶養手当の認定事務に関する条項等が改正されたことに伴い、当該規則の条項にずれが生じるため所要の規定の整備を行うものでございます。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案件は可決されました。

篠田教育長： それでは続きまして、報 第 1 号、令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、永井総務課長、説明をお願いいたします。

永井総務課長： それでは私からは、報第 1 号について御説明をいたします。

「令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案」につきましては、いわゆる地方行法第 29 条により知事から意見を求められたものでございますが、教育委員会会議を招集する時間がないと認められたため、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定により教育長が臨時に代理し、同意する旨を回答しております。このたびは、その内容を報告し、承認をお願いするものでございます。

承認をお願いする議案は、臨時に代理した事項のとおり、令和 7 年度教育委員会関係補正予算案でございます。

1 ページを御覧ください。1 の令和 7 年度一般会計予算でございます。

まず、(1) の歳入につきましては、表の教育委員会計欄のとおり、今回の補正額は 14 億 9,200 万円余の増で、これにより最終予算額は 457 億 4,600 万円余となっております。この主な要因といたしましては、国庫支出金について、国の令和 7 年度補正予算の活用などにより 17 億 8,400 万円余の増となった一方で、諸収入につきましては、教職員の給与額が当初の見込みを下回ったことに伴う保険料収入の減などにより 2 億 800 万円余の減となったことなどによるものでございます。

次に、(2) の歳出についてでございます。表の教育委員会計欄のとおり、今回の補正額は 10 億 1,900 万円余の増で、これにより最終予算額は 1,697 億 6,500 万円余となっております。

続きまして、資料下段の波線囲みの要求内容を御覧ください。主な要求内容といたしましては、学びの変革推進事業について、県内公立小中学校等における一人 1 台端末の後年度の更新整備に向けた財源を基金に積み立てるための経費として 16 億 300 万円余の増、次に特別支援教育ビジョン推進事業について、広島北特別支援学校の校舎増築工事などの経費として 7 億 1,000 万円余の増、そして高等学校教育改革推進事業について、高校教育改革を先導する拠点の創出に向けた基盤整備の財源を基金に積み立てるための経費として 6,000 万円の増、そして高等学校デジタル人材育成強化事業について、県立高等学校におけるカリキュラムの充実や教員の指導力向上に向けた取組のための経費として 1 億 7,500 万円の増を計上してございます。

2 ページを御覧ください。(3) 歳出の経費区分別内訳についてでございます。表の一般事業費のうち施設整備につきましては、広島北特別支援学校の校舎増築工事の実施などにより 8 億 2,600 万円余の増、その他については公立小中学校等における一人 1 台端末の更新整備に係る経費の基金への積立などにより 9 億 3,200 万円余の増、職員給与費につきましては、教職員の給与費が当初の見込みを下回ったことなどにより 7 億 3,400 万円余の減となっております。

次に、(4) 繰越明許費についてでございます。国の補正予算を活用する事業や県立学校施設整備事業などにおいて事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、合計として 17 億 9,200 万円余を計上してございます。

最後に、2 の令和 7 年度高等学校等奨学金特別会計予算でございます。奨学金の貸付件数及び給付件数が当初の見込みを下回ったことなどにより、歳入及び歳出について、それぞれ 8,000 万円余の減となっております。

その他、3 ページから 4 ページに項目別の歳出内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上の内容について関係課を確認し、内容に問題がないことから教育長が臨時に代理し、2 月 24 日付で同意する旨、回答してございます。

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。「学びの変革推進事業」の中の一人 1 台端末を財源として積み立てていくというのは、ここ何回かお聞きしたのでよく理解しているのですが、もう一つの「高等学校教育改革推進事業」として拠点の創出に向けて 6,000 万円の基金、国庫を積み立てるといっているのは具体的にどんなものか教えてください。

小野高校教育指導課長： この 6,000 万につきまして、まず、この内定を受けた学校は事務費として活用するも

ので、国からの申請に対する採択が行われるまでの間の事務関係の費用として、これから進められる契約等に使われるものでございます。

志々田委員： それは、もう内定が下りているということでしょうか。

小野高校教育指導課長： 3月末までのところで内定が下りています。

志々田委員： ということは、もし内定が決まった場合には必要になるお金なので、今ここで積み立てておこうという理解の仕方でいいのでしょうか。

小野高校教育指導課長： そのとおりでございます。

志々田委員： ありがとうございます。

細川委員： 私は1ページの下から二つ目の丸「A Iを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業」についてお聞きしたいのですが、モデル校ということですが、今モデル校は何校ぐらいあって、更なる英語教育の強化事業ということになりますと、具体的にはどんな内容で事業が展開されるのか教えていただければと思います。

小野高校教育指導課長： 英語教育強化事業でございますけれども、元々の事業の目的ですが、英語教育の強化に向けまして生徒の英語を活用する機会の増加等を図るために、教員や外国語指導助手の指導とA I活用との効果的な組合せを研究することでございます。これは次期学習指導要領の内容にも関わってくるところでございます。本県においては今、高等学校の方でも4校をモデル校に指定して取組を進めているところでございます。それぞれの学校が家庭学習や授業中、あるいはその後の様々な校内のイベントに向けてA Iを効果的に活用することによって、英語を使って自分の考え等を表現していく力を高めていきたいということが大きな狙いでございます。

細川委員： モデル校4校とお聞きしたのですが、どこの学校も英語教育を強化したいということは思っておられるのではないかと思いますのですが、他校への展開というのは、大体何年度ぐらいからになる予定なのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 高等学校の場合で申しますと、既に令和7年度取組において、成果として他校に、又は県内に普及したいという内容については、既に様々な研修の機会を通じて普及を図っているところでございます。直近で言いますと、実践合同発表会、これは県内の国公私立の様々な学校が集まって、それぞれの研究内容を発表し合う会でございますが、その中でもそれぞれの学校の取組を普及するという形で、今、県で進めているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。

松尾義務教育指導課長： 中学校におきましても、今年度から様々な研修の機会を通じて成果については普及しております。来年度もオンラインで全ての学校が参加できるような体制で広める普及の場を用意しておりますので、いろいろな機会を通じて広げていきたいと思っております。

細川委員： よろしく願いいたします。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

それでは、採決に移ります。

議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報告・協議 1 「広島県いじめ防止基本方針」の改定について

篠田教育長： それでは続きまして、報告・協議 1、広島県いじめ防止基本方針の改定について、沖本豊かな心と身体育成課長、説明をお願いします。

沖本豊かな心と身体育成課長： それでは、「広島県いじめ防止基本方針の改定について」、御説明をさせていただきます。

資料1ページのたて3を御覧ください。本県においては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成26年3月に広島県いじめ防止基本方針を策定をし、いじめ防止対策の基本的な考え方や学校における取組、いじめの重大事態への対応などを方針に基づき取組を進めてきたところでございます。こうした中で、方針の策定から10年以上が経過をし、

法の理解や積極的認知が進んできている一方で、児童生徒が発するＳＯＳへの初動対応の遅れや組織的な対応の不十分などを要因として、いじめの重大事態は増加傾向にあります。こうした状況から、これまでの取組に加え、いじめの未然防止や対応等に係る取組のさらなる改善充実と一層の組織的な対応の徹底を図る必要があると考え、国のガイドラインやいじめ等に関連する国の方針などを参酌をし、安全・安心な学校づくりの確かな推進と生徒指導上の諸課題に係る未然防止のさらなる充実に向けて、現行の基本方針を改定することといたしました。

なお、今申し上げた改定することとした現状の課題、背景等につきましては、本体の「はじめに」の欄に記載をさせていただきました。

資料１ ページのたて４を御覧ください。このたびの改定におきましては、記載している３点を改定の柱として県全域で取組を推進してまいります。

１点目は、児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進。２点目は、いじめ防止委員会の機能化。３点目は、いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備えでございます。この改定の柱である３点を重ね合わせ、より確かな取組とするため「３本の矢」と表現をし、重点的に取組を推進してまいりたいと考えております。

資料３のイラスト資料を御覧いただければと思います。お手元のイラスト資料でございますが、基本方針とともに県内の全ての学校、国公立・各市町や関係機関等へポスターとして配布をする予定でございます。この資料は、職員室などの常に教職員の目に触れる場所に掲示することで、児童生徒の表情や態度といった、いつもとの違いや変化に気づくことがいじめの未然防止や早期発見・早期対応につながることを。さらには、気づきを校内のいじめ防止委員会につなぎ、しっかりと情報共有され、いじめが見逃されることなく、組織的な対応が機能することを目的としております。この資料については、いじめ対応の基本を記載したものでございますが、その基本を徹底することがまずもって重要と考え、職員室等に掲示してもらうことを意図して作成をしたものでございます。

なお、より詳しい内容を記載した資料につきましても現在作成をしているところであり、年度当初からの研修等で配付できるよう準備をしてまいりたいというふうに考えております。

戻りまして、資料１ ページのたて５でございます。公表でございますが、この後準備ができ次第、ホームページへの掲載や各市町・学校等へ通知をし、新年度には研修等を通じて対応の徹底が図られるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 御説明ありがとうございます。１０年と少しぶりに改定するということですが、やはり改定するに当たっては現状認識が大事だと思います。そこについては改定の理由のところにも書いてあるわけですが、前回の基本方針策定以降、いじめの認知件数は増えてきているわけですが、去年の１１月の定例会にて御報告いただいたいじめの認知件数を見ても増えていきます。ただ、１，０００人当たりの認知件数を全国の数字と比べると、やはり半分ぐらいの数字順だと思います。この点について、どういう認識をされているかということ、まずお聞かせいただければと思います。

沖本豊かな心と身体育成課長： 御指摘のように、本県の認知件数は増えてきている状況でございます。これは、法の定義、趣旨といったものが浸透してきていると肯定的に捉えられるかと考えております。一方で、全国と比べると約半数程度の認知件数になっているところでございまして、この点については今回の改定、先ほど申し上げたとおり、生徒の日頃からの変化、小さな変化、そういったものに各教員がそれを感知し、それを組織として共有し、それに早期発見・早期対応していく。その流れの中で、まだ改善すべき点があるのではないかと捉えているところでございます。

中村委員： 是非、今回「いじめ見逃しゼロ」を追加したということでもありますので、今、御説明いただいたような方針で、しっかり対応していただきたいと思います。

いじめが発生してからの対策についてはそういったことになると思うのですが、そもそも未然防止ということで何ができるんだろうと、この議案を見ながら考えたのですが、ここにも書いてあること以上に、中々抜本的な何かがあるのかどうかというのは考えるところですが、一つは小学校に上がる前から子供が早熟になつてくるようなこともあるかもしれませんし、そもそもいじめというのは小学校に入る前からその芽は起きてくるような気がしますし、共感的人間関係の育成とか、ここにも書いてあるようなことを今より少し早く教えていくということも重要なのかと見ながら思ったのですが、教

育委員会である、できないの限界はあるのかもしれませんが、そういったところについてはいかがでしょうか。

沖本豊かな心と身育成課長： 御指摘のように、幼児期の教育においても発達段階に応じまして、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ち、こういったものを持って行動できるように対応していく、指導していく必要があると考えておりますので、今回のいじめ防止基本方針は、環境県民局などの関係部局、関係部署、福祉部門と連携をして案を策定したものでございますので、そういった幼児期の教育に携わる機関にも届くように周知を図っていきたいと考えております。

中村委員： よろしく申し上げます。

篠田教育長： 課長の説明に補足しますと、認知件数の関係でいうと確かに半分ぐらいなのですが、認知のきっかけが、学校の関係者が認知したものと、学校以外からの報告・お知らせで認知したものであるというのが、全国でいうと学校の関係者が知るケースが6、学校以外が4なのです。広島県の場合ですと、それが逆になっていて、学校関係者から見つけて対応するのが4、学校以外の方・外からのお問合せが6なので逆転しているということがあって、そこで見逃されているいじめがあるのではないかと、ひょっとして早期発見すれば、より早期の対応で適切になったのではないかと意識もしっかり学校に持っていたくということで、こういった資料を作成しております。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

志々田委員： 先生方の認知件数を増やしていこうとされているということで、そのときに一人に対応するのではなく、組織として対応してもらえんことをしっかりと学校の先生方にお伝えするための啓発の資料と、また、この計画の改正ということだと理解して、それはとても大事なことだと思って聞いてました。その一つが、やはりこれは学校長も含めてですけれども、自分たちの学校だけで何とかできるのかといったときに、そうではないことというものがたくさんあると思います。例えば、資料の17ページに書いてありますけれども、SNSの事案とかひどい暴力を伴うものとか誹謗中傷、こういった、私たちが通常の子供のいじめで想定している範囲を超えた事態というのも昨今、全国で起こっており、この間も高校生の動画の流出がありましたし、性的ないじめも含めて起こっております。そうしたこれまでの学校の常識ではうまく対応できないものについて、全部警察にお任せするというわけではなくて、警察の方と一緒にどうしたらいいのか。この間も公安委員会の皆さんと意見交換させていただきましたけれども、やはり警察も捕まえようとか取り締まろうと言っているんじゃないかと、青少年の健全な育成のために学校と連携して何かできないかということを考えてくださっているのをお聞きして、とても心強いと思ったので、やはり通報するというよりはふだんから相談を親密にできたり、その相談も何か重篤な案件だから相談するのではなくて気軽に「こういうおそれがある」とか、「こんなうわさを聞いたが、どう確認したら良いか」などのような、ふだんから警察の知見を持った方と学校が意見交換をしたり、気軽に相談できたりするような体制というのは、県内の学校それぞれに持っておられるものなのではないでしょうか。

沖本豊かな心と身育成課長： 当然、我々教育委員会としては、警察の少年対策課を始め、関係する警察部署とは日頃から情報共有をすることとしています。教育委員会と警察本部で、組織的に必要な情報共有をしながら、丁寧に子供たちに対応していこうという意識統一は図られています。各学校において、そういった関係機関と情報共有を図ることについては、そこは学校によって対応に温度差があるというのも事実としてあると思っています。そこで、今回のいじめ防止基本方針の中で、特に学校における平時からの備えという項目を追加させていただきました。その中で、学校の設置者等との連携という項目を立てて、当然ながら設置者である我々教育委員会、市町教育委員会と学校の設置者が連携を緊密に行うということと同時に、平時から警察や福祉など、そういった関係機関と連携を緊密に、何か事が起こって初めて連携するのではなくて、日頃から連携をするようにということで、あえて文言にして、今回のいじめ方針にも加えさせていただいたところでございます。

志々田委員： そうした日頃のネットワークという意味では、学校運営協議会のような組織として、正式な委員としてお入りいただくのか、オブザーバーとしてお話を聞く機会を設けるのか、いろんなやり方はあるかと思いますが、やはり子供たちの安心・安全を守ってくださる方たちとの日頃のネットワークが重要です。私が知っている東京都のある区の学校では、警察の交番の方が見回りをする巡回箇所の一つとして学校に寄ってくださっていて、子供たちには警察官の方の制服というのは大好評なようで、子供たちがお休みの時間だと飛びつくように行ってお話できたりなどしています。まちの安心・安全

と学校の安心・安全が地続きになれるような、そういう関係性ができると思うので、是非ともそうした、通報するのではなく相談からというところを、是非研修などで強調していただければと思います。以上です。

小田原委員： 説明ありがとうございました。いじめ防止委員会について教えていただきたいのですが、これは各学校に常設の組織として設置されるということで間違いないでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： おっしゃるとおり、これは学校に常設として設けているものでございます。

小田原委員： 資料の14ページで、必要に応じて審議は各種の専門家とか弁護士・医師・警察官などの外部の方の参加をお願いするというような記載になっているのですが、平時は誰がこの委員会の構成員になるのでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： 平時につきましては学校管理職、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任等です。学校の職員で、各事案に対しての共有などを図るということです。

小田原委員： そうなると、今までも担任であったりとか生徒指導の先生方がいじめの報告とかを受けていたと思うのですが、これまでと具体的に何が変わっていくのでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： 補足させていただきますと、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった者が入る場合もございます。その上で必要に応じて教育委員会の方から、この重大な事案でありますとか、その助言をするために福祉の専門家、医療の専門家、あるいは弁護士の方々に我々が協力をお願いして学校に行っていただくという体制は教育委員会として組んでいます。必要に応じて、学校のいじめ防止委員会に派遣するという体制を整えているということでございます。

小田原委員： 今までは、そういう体制がなかったということですよね。

沖本豊かな心と身体育成課長： 申し訳ありません。今までも同様の体制はございました。平成26年にいじめ防止委員会の、現行の方針を定めたときにも、各学校にいじめ防止委員会を設置すると定めております。変わったところは、現行の方針はいじめ防止委員会を設置するだけ記載があります。今回の改定後の方針案では、そのいじめ防止委員会の目的であるとか役割、それからいじめ防止委員会を機能化するためにどういったことが効果的か、そういったことをこれまでも研修等では行っていた内容を、具体的に方針にも明記をさせていただいたというのが今回の改定の大きな内容だと思っています。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。だから具体化して、ここに明記することによって、より意識づけを高めていくというような効果が認められるということでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： おっしゃるとおり、方針の中に具体的に明記することによって、より組織的な対応というものを各学校に意識してもらって定着していく。それが重要だと思っています。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： 非常に重要な御指摘で、ともすれば今一部の学校で形骸化しているのではないかとと思われるようなこともあって、組織としてはあるのですが、いじめの報告とか認知をするに当たって、いじめ防止委員会が開かれていないのではないかとということもあります。そういったことであると、せっかく作っていても全く機能してないとなり、それでは意味が無いということで、改めて役割・機能というのをしっかり明確にした上で、この方針に基づいて、来年度しっかり意識づけと研修と、その機能化を図っていくことができればということで、しっかりやってきたいというところであります。非常に重要な御指摘ありがとうございます。

河田委員： お二人の質問と似たような観点なのですが、いわゆる福祉の専門家であるとか医師とか警察とか、そういう学校以外での対応というのは非常に大事だと思うのですが、その中でスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーというのが一番身近というか、重要な位置づけではないかと思うのです。スクールカウンセラーというのは私の記憶が正しければ、大体学校に必ず1人はいらっしゃる。対してスクールソーシャルワーカーというのは、多分各校にはいない。スクールソーシャルワーカーというのが非常に重要なイメージが私にはあるのですが、実際今どれぐらいの人がいて、どういう役割で、もっとこのいじめ委員会の中で重要な位置にあればいいんじゃないかというイメージがあるのですが、このスクールソーシャルワーカーについての考え方と、今後どうしたいかという話を聞かせていただければと思います。

沖本豊かな心と身体育成課長： スクールソーシャルワーカーにつきましては、県立学校については拠点校方式というものを取っておりまして、今年度でいえば4拠点、1名がこのエリアはそのスクールソーシャルワーカーで対応するというので、広島西エリアであるとか福山エリアであるとか、4名のスクールソーシャルワーカーが対応しているところでございます。拠点校

については、例えば、月曜日・水曜日は拠点校で勤務をして、その拠点校ごとに数校程度、巡回校というのを指定しておりまして、そこで拠点校から火曜日には行くとか、火曜日・木曜日は行くとか、残りの金曜日1日については、そのほか、巡回校以外の学校に、事案の相談や、状況に応じて訪問して対応するというような、全体的に何かしらスクールソーシャルワーカーとつなぐ形にはしておりますけれども、ただ、これが十分なのかというお話につきましては、十分とは必ずしもいえないと思っております。ですから来年度の予算要求に関しては、スクールソーシャルワーカー1名増、エリアをもう一つ作って5拠点つくりたいということで予算要求をさせていただいております。また、その後の状況については、成果とかを踏まえながら検討していきたいと思っています。

河田委員： 4拠点は少ないような気がしますので、こうやってだんだん増やしていくというのは非常に有効かなと思います。

もう1点、具体的にスクールソーシャルワーカーに上がってくる課題というのは、大体どういうものが多いのでしょうか。

沖本豊かな心と体育育成課長： スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家でございますので、最も対応する頻度が高いのは、経済的な面も含めた家庭の何かしらの課題であり、それによって、当該生徒が何かしら学校生活において支障が生じている、そういったときに家庭と福祉をつないで、その子の学校生活を円滑に送れるようにしていく、その福祉への具体的なアプローチ、こういう福祉の施策がありますとか、そういったところを具体的に家庭と連携して対応していることが主たる業務かと思います。

河田委員： そういうことであれば、結構一人一人という言い方はおかしいですけども、もう少し人数がいたほうがいいのではないかという印象を持ちました。以上です。

篠田教育長： 課長、さっき言及のあった4拠点というのは公立学校なので、小中も併せて少し補足をいただけますか。

沖本豊かな心と体育育成課長： すみません。県立高等学校について4拠点ということでございまして、市町立学校については、その中学校区に属する小学校も含めて中学校区、今年度につきましては51中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置しております。ここにつきましても来年度の予算要求では、55拠点到増やしていきたいと考えております。

河田委員： 御説明ありがとうございました。

細川委員： 今回の改定は非常にしっかり考えていただいたと感じておるところであります。このイラスト3ページ一番上に、「学校全体で進める 多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようとする人間関係づくり」と書いていただいております。私は非常にここが重要であると思っておりますが、そもそもまず、いじめが発生しない、発生させないというところは、児童生徒のお互いの他者を尊重しというところがあって出てくるのではないかと思います。SNSもそうであると思うのですけれども、教職員の方がいじめの現場になかなか遭遇されないのではないか。児童生徒が教室内とかネット上でのいざこざとかからかいとか、そういうことがいじめや暴力に発展していくのではないかと思います。これを大人と児童生徒という観点と、もう一つは児童生徒同士という観点から見ていただけたらと思っております。先日、自己表現の授業である中学校へ行きましたが、いろんな生徒がいます。クラスをリードしているであろう生徒もいれば、おとなしい生徒もおりまして、そういうおとなしい生徒が仮にいじめられたときに誰が守ってやるんだと。そのクラスの中でとか、学校の中でというのを思ったときに、そういうところを見た生徒が、いじめをやっている生徒に「やめろ」ですとか、「何でそういうことするんだ」とか、いろいろ児童同士、生徒同士の関わり方というのを大切にいただけたらと思うのですけれども、その辺のところは今回の中で、どのような位置づけになっておるのでしょうか。

沖本豊かな心と体育育成課長： 委員御指摘のとおり、いじめの未然防止ということで、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身につけるための働きかけ、それからいじめを生じさせない環境づくり、こういったものが大切であろうと考えております。そうした観点で申し上げれば、本体の9ページに、ここに「共感的人間関係の育成」、「自己存在感の感受」、「自己決定の場の提供」、それから「安全・安心な風土の醸成」、これは現行の方針には具体的には記載をしていないところでございます。この十数年間改定をしておりますんですが、その間に国で生徒指導提要が改定されました。その中ではっきりと改めて国のほうも、この4つの視点を示して、今回県としてもこの方針を具体的に記載をさせていただいたところでございます。未然防止に向けましては、こういった視点を持って、あらゆる教育活動の中でこういう視点を持って指導していく。生徒指導の場面だけではなく、あらゆる

教育活動でこういった視点を持って子供たちに対応していく。それが重要だということ
を今回の方針の中では示させていただいたというところでございます。

細川委員： ありがとうございます。それともう一点は、7ページのたて3の(2)のところで
すけれども、「いじめを認知した際に、学校だけで対応を抱え込むことがないよう、平
時から学校の設置者と連携を緊密に行うとともに」というところですが、管理職の方の、
これも一つの学校経営だと思うのですけれども、例えばいじめが認知できた、それに対
していろいろ対応をされてきたというところもあると思いますが、そういったところの
管理職の方のやり方というんでしょうか、考え方というんでしょうか、それらがやはり
一律というか同じでないようなところもあるんじゃないかと思うのです。というのが、
仮にいじめを認知して、双方にいろいろ対応したとしても、それが不十分であって、そ
れに対して、例えば県立学校だったら県教育委員会と連携が緊密に取れてなかったとし
たときに、当事者・保護者や地域の方を含めて不信感を持たれたり、信用とか信頼が揺
らぐようなことがあって大きな問題になるような気がするのです。そういったところを、
県教育委員会としては、この「設置者と連携を緊密に行う」というところを、どうい
ふにすれば現場と設置者、教育委員会がうまく連携していけるのだろうかというところ
を不安に思うところがあるのですけれども、そういったところは具体的に説明するの
は難しいかもしれないのですけれども、何かお考えがあれば教えていただければと思
います。

沖本豊かな心と体育育成課長： 御指摘のように、校長によって様々、県教委との連携とそのやり方についても、いろ
いろ温度差があるところはあるのではないかと思います。我々としては、学校から毎月
の生徒指導上の諸課題の状況というのを報告をさせております。その内容を見て、ちょ
っとここは気になるなということがあれば、こちらから学校に対してアプローチをして
連携をして、状況がどうなのか、何か対応として足りないことはないのか、そういった
対応をしているところでございます。今回そういう意味で設置者との緊密な連携という
ことを文言にして書かせていただきました。それをしっかり校長にも意識してもらいた
い、我々も緊密な連携に努めていきたいと考えております。

細川委員： よろしくお願ひいたします。

中村委員： このカラーのイラストを見ていて、どうしても気になったので教えていただきたいの
ですが、「本人が苦痛を感じていたらいじめです」ということで、全くそのとおりだと
思うのですが、本人がまだ苦痛に感じていないとか、本人が気づいていないけれども客
観的にもういじめになっているケースということがあり得ると思うのですが、そうい
ったものも当然認知していくということで合ってますか。そういう体制になっているかど
うかを教えてください。

沖本豊かな心と体育育成課長： おっしゃられるとおり、その本人の受け止めは重要で、一番大事な要素ではござい
ますけれども、外形的・客観的に見て、これがいじめに該当するかどうかというのは、学
校において組織的に情報共有して判断されるということであろうと思っています。

中村委員： 被害者に当たる本人が否定しているから違うということに形式的にならないように、
是非お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

(13:52)

篠田教育長： それでは続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、
傍聴の方は御退席をお願いいたします。

【非公開議題】

第1号議案 教職員人事について

県西部公立小学校スクール・サポート・スタッフの行った信用失墜行為に係る人事措置（減給10分の
1 6月）について、審議の結果、賛成多数により原案のとおり可決した。

第 2 号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第 3 号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

(15 : 05)